

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税更正処分取消等請求上告事件  
国側当事者・国

平成24年2月28日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年3月25日判決、本資料261号-65・順号11655)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成23年8月8日判決、本資料261号-139・順号11729)

決 定

上告人	甲
同訴訟代理人弁護士	西垣内 堅佑ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	井越 満

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成24年2月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	大谷 剛彦
裁判官	田原 睦夫
裁判官	岡部 喜代子
裁判官	寺田 逸郎